

## 健康増進法と歯科



(社)宮城県歯科医師会 会長 吉田 直人  
(宮城産業保健推進センター運営協議会委員)

21世紀に求められる医療は、単なる延命の医療を乗り越えて、生活の質(クオリティ・オブ・ライフ)を高めることが目標とされています。人間の活動の基本条件は、食生活であり、これを生涯にわたって維持することは健康の大前提であります。本格的な高齢社会の到来を控え、寿命延長にともなって歯科の医療・福祉・保健の重要性は増しています。

我が国の医療政策の黎明期では救命、延命が重視され、また保健施策も、労働力保全や富国強兵の壮丁作りに重点が置かれ、生命に対する影響度が低いとみなされていた歯の健康は国の系統的な施策から軽視され、あるいは除外されてきました。

しかし今日、医学及び歯学の飛躍的な研究蓄積から人間の心身の健康の保持増進に口腔機能が果たす役割が明らかになってきており、医療・保健・福祉の統一的な充実が求められています。しかしながら、口腔の健康については成人期以降の系統的な施策がなく、労働者の口腔の保健が脅かされています。医療・保健・福祉の諸施策に歯科が遺漏なく整備され、より質の高い高齢社会の実現のため、医療制度改革にあたっては近代歯科医学の成果が制度的に組み込まれる必要があります。

さらに、高い罹患率から膨大な疾患量となっている歯科の2大疾患であるう蝕(虫歯)・歯周病に関してはその原因は基本的には解明されており、これまでの疾病治療を中心とした医療から再発防止、進行阻止の教育・指導・リハビリテーション

に重点を置いた制度への転換が求められています。

また、憲法にある「公衆衛生の向上に努めねばならない」国の役割を果たすべく国と自治体による住民への公的な歯科保健施策の推進と事業所における歯科健診の充実が必要です。

21世紀における国民健康づくり運動「健康日本21」は、昨年(平成14年4月9日)にその法的な基盤を整備するために健康増進法が制定されました。「健康日本21」の中に健康維持の重要な要件として「歯の健康」が各論の中に強調されています。

1985年に旧厚生省によって提唱された8020運動は、「80才」で「20本」という数値目標が、そのままスローガンとなったために、広く国民にも浸透しております。この運動の目的は、高齢者であっても歯の喪失が10歯以下であれば食生活に大きな支障を生じないとの研究に基づき、生涯にわたり自分の歯を20歯以上保つことにより健康な咀嚼能力を維持し、健やかで楽しい生活を過ごそうということにあります。歯及び口腔の健康を保つことは、単に食物を咀嚼するという点からだけでなく、食事や会話を楽しむなど、豊かな人生を送るための基礎となるものとしています。

また、1988年には旧労働省から法的な根拠を持つトータル・ヘルス・プラン(THP)が制定されました。健康はトータルに考えていかねければなりませんので、厚生省と労働省の統合も相まって健康増進法の中に労働者の健康をどう位置づけているのかが課題と思われれます。